最終更新日：2018年6月28日

日本石油輸送株式会社
代表取締役社長　原　昌一郎
問合せ先：総務部　ＴＥＬ：03-5496-7671
証券コード：9074
http://www.jot.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、株主の皆様やお客様からの信頼と期待に応え、企業としての社会的責任（ＣＳＲ）を果たすため、経営資源の効率的な活用と収益の向上という企業としての日常活動の前提として、透明かつ公正な経営判断を行う経営システムの構築が重要であると認識し、その実現に向けた体制を構築・整備してまいります。

具体的には、企業の内部統制や効率といった観点から、監査役制度を採用しており、社外取締役および社外監査役については、企業経営のほか、財務・会計、法務その他専門領域における豊富な知識と経験を有し、客観的かつ公正な立場に立って当社経営の判断または監視・監督ができると判断される者を選任するものとしております。また、業務執行の迅速化と職務責任の明確化を図るため、執行役員を選任し、取締役会で定めた職務を執行させるなど、経営の執行と監督の分離、取締役会の監督業務の強化を図る体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４】
現在、当社の株主における海外投資家の比率は10%未満と比較的低く、各種手続・費用等を勘案し、議決権の電子行使や株主総会招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等の状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則３－１－２】
現在、当社の株主における海外投資家の比率は10%未満と比較的低く、各種手続・費用等を勘案し、株主総会招集通知等の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等の状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則４－１－３】
当社は、取締役社長等の最高経営責任者の後継者に関する計画等について、現時点では明確に定めておりません。人格・見識・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしております。

【補充原則４－１０－１】
当社は、監査役会設置会社であって、独立社外取締役が取締役の過半数に達しておりません。経営陣幹部の指名・報酬については、取締役会にて決定するものとしており、報酬・指名等に関する任意の委員会は設置しておりません。

【補充原則４－１１－３】
現在、当社の取締役会は、十分な審議時間を確保の上、原則毎月開催し、社外取締役・非業務執行取締役および社外監査役を含め活発な議論がなされ、十分な検討がされているなど、その実効性は確保されているものと認識しており、取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示については実施しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
当社が政策保有株式として保有する株式は、当該発行会社との中長期的な関係維持・強化、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象とし、一層の企業価値を高めことを目的に保有しております。政策保有株式に係る議決権行使については、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断し行うものとしておりますが、個々の株式に応じて判断する必要があると考えております。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、取締役の競業取引および利益相反取引について、法令および取締役会規則に基づき、取締役会にて承認を得るものとしており、取引内容の妥当性や経済合理性等について確認を行い、当該取引の結果も取締役会に報告するものとしております。また、当社が行う主要株主等との取引は、一般的な取引と同様、関連を有しない他の当事者と同様の条件によるものとしており、その内容は有価証券報告書において開示しております。

【原則３－１　情報開示の充実】
（1）経営理念や中長期的な課題等については、有価証券報告書等にて記載しております。
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・方針は、コーポレートガバナンス報告書および有価証券報告書に記載しております。
（3）取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議に基づく取締役および監査役のそれぞれの報酬総額の範囲内にて、経済情勢、会社規模・事業内容、地位・担当業務、会社経営への貢献度合い等を総合的に勘案し、取締役は取締役会の決議により、監査役は監査役の協議により決定しております。
（4）社外取締役および社外監査役については、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を踏まえ、企業経営のほか、財務・会計、法務その他専門領域における豊富な知識と経験を有し、客観的かつ公正な立場に立って当社経営の判断または監視・監督ができると判断される者を選任することとしております。経営陣幹部の選任や解任に関しましては、人格・見識・実績を勘案して適当と認められる者の中から選定するものとし、取締役会にて決定しております。
（5）取締役候補者および監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則４－１－１】

取締役会は、法令により取締役会の専決とされる事項ならびに取締役会規則および付議基準に定められた重要な業務執行に関する事項を決定しております。それ以外の業務執行の権限については、職務権限規程に決裁権限を定めており、具体的には経営幹部が出席する重要案件検討会にて審議を経たうえで社長による決裁または当該業務を所管する業務執行取締役による決裁等へ権限委譲を行っております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、現在、独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役については、独立性の問題のほか、人格･見識に優れ、出身分野における豊富な経験や実績を有するなど、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる人物を選任したいと考えております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役については、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を踏まえ、企業経営のほか、財務･会計、法務その他専門領域における豊富な知識と経験を有し、客観的かつ公正な立場に立って当社経営の判断または監視･監督ができると判断される者を選任することとしております。

【補充原則４－１１－１】
当社の取締役会は、現事業規模･形態を踏まえ、実効性ある経営体制を構築し、かつ取締役会における議論の活性化を図るべく、定款において取締役員数は11名以内、監査役は4名以内としており、必要かつ適切な人数で構成されているものと認識しております。また、性別･年齢･人種などを問うことはせず、様々な知識、経験、能力を有する者にてバランスよく構成するよう配慮のうえ、候補者を取締役会にて決定して、株主総会に諮っております。また、社外取締役および社外監査役については、企業経営のほか、財務･会計、法務その他専門領域における豊富な知識と経験を有し、客観的かつ公正な立場に立って当社経営の判断または監視･監督ができると判断される者を選任することとしております。

【補充原則４－１１－２】
取締役および監査役における他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書等において記載しております。また、当該兼任状況も合理的な範囲に留まっており、当社の取締役および監査役としての役割･責務を果たすうえで、問題ないものと認識しております。

【補充原則４－１４－２】
当社は、取締役および監査役に対し、就任時および就任以降も継続的に、期待される役割･責務を適切に果たすために必要となる事業活動に関する情報（会社の事業･財務･組織等に関する情報、コンプライアンス･コーポレートガバナンス等に関する情報等）を提供するほか、適宜知識の習得に関する機会を設け、当該習得に必要な費用を負担しております。また、社外取締役および社外監査役については、経営理念、企業文化への理解を促すとともに、経営状況･各事業の状況等に関し継続的な情報提供を取締役会の事務局である総務部等を中心に行うものとしております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値を向上すべく、株主･投資家との信頼関係を構築することが重要であると認識しており、正確な情報を公平かつ適切に提供しつつ、建設的な対話を行っていきたいと考えております。具体的には、株主･投資家への対応を担当する総務部内にIR担当者を置き、代表取締役社長、IRを管掌する業務執行取締役および財務･経理等の関連部門と情報交換･連携を図り、的確な対応を実施できる体制としております。また、株主報告書やアニュアルレポートの発行や当社ホームページ等において情報提供に努めるほか、必要に応じて株主･投資家との個別面談を実施し、対話において把握した意見･懸念等については、適宜、経営幹部および取締役会へ報告するものとしております。なお、インサイダー情報を適切に管理すべく、内部取引管理規程を制定し、当該規程に基づき情報管理体制を構築し、運用しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ＪＸＴＧホールディングス株式会社	964,493	29.13
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口４）	128,900	3.89
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口）	100,700	3.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	90,000	2.72
株式会社三井住友銀行	78,899	2.38
日本車輌製造株式会社	66,943	2.02
ＤＦＡ ＩＮＴＬ ＳＭＡＬＬ ＣＡＰ ＶＡＬＵＥ ＰＯＲＴＦＯＬＩＯ	46,521	1.41
小野寺毅	44,600	1.35
日本石油輸送グループ従業員持株会	44,100	1.33
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	43,800	1.32

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
草刈隆郎	他の会社の出身者											
坂之上洋子	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
草刈隆郎	○	該当事項なし。	草刈隆郎氏は、日本郵船株式会社の代表取締役社長や日本経済団体連合会副会長等を歴任する等、企業経営および物流事業分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、併せて独立した客観的な観点から、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社と同氏との間に特別な利害関係はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い独立性を有しているものと判断し、独立役員に指定しております。

坂之上洋子	○	該当事項なし。	坂之上洋子氏は、国内外における活動で培われた幅広い見識、豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、併せて独立した客観的な観点から、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社と同氏との間に特別な利害関係はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い独立性を有しているものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、年初に会計監査人から監査方針や監査計画等について説明を受けるとともに、会計監査人が実施する往査や監査講評に立ち会っております。また各四半期末決算の監査も含め、会計監査人が実施した会計監査について随時説明を受け、必要に応じ意見交換を行うなど、会計監査人との連携を図っております。
内部監査部門は、適宜、監査役に、当社およびグループ各社の内部監査結果の報告を行っています。また、内部監査部門と監査役の間で、監査に関連する必要な情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐野　裕	公認会計士													
齊藤　貴一	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野　裕	○	該当事項なし。	佐野　裕氏は、会計の専門家としての経験、能力、見識等を活かし、客観的かつ公正な立場に立って当社経営の監視･監督ができるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は、過去（2015年6月末まで）に、当社の会計検査人である「有限責任　あずさ監査法人」に勤務しており、現在は同法人を退職し、個人の公認会計士事務所を開設しておりますが、同事務所と当社との間において、契約関係その他特別な利害関係はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い独立性を有しているものと判断し、独立役員に指定しております。
齊藤　貴一		齊藤貴一氏は、当社と顧問契約を締結している卓照綜合法律事務所の弁護士でありますが、その取引額は僅少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。	齊藤貴一氏は、法律の専門家としての経験能力、見識等を活かし、客観的かつ公正な立場に立って当社経営の監視･監督ができるものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在の変化の激しい経営環境の下では取締役報酬を業績に連動させることが必ずしも取締役の職務への精励を促し、業績向上につながるとは考えていないため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書および事業報告において、2017年度における報酬等を以下のとおり記載しております。
取締役への報酬等　13名　205,540千円（内社外役員2名分の報酬額　18,700千円）
監査役への報酬等　4名　42,100千円（内社外役員2名分の報酬額　14,640千円）
合　計　17名　247,640千円（内社外役員4名分の報酬額　33,340千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議に基づく取締役および監査役のそれぞれの報酬総額の範囲内にて、会社規模、事業内容、地位･担当業務、実績等を総合的に勘案し、取締役は取締役会の決議により、監査役は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の専従のスタッフは置いておりませんが、総務部・経理部等におけるスタッフが適宜サポートしております。
取締役会資料については、原則として事前に資料配布するものとし、また社外取締役および社外監査役からの要請に対応し、必要な情報提供および説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
森田公生	顧問	当社からの要請に応じ、経験・知見に基づく助言、取引先との関係維持の役割に従事	非常勤・報酬有	2018/06/28	2年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1名

その他の事項 更新

・当社は内規により、相談役および顧問に関する任期および報酬額を定め、これに従い適切な報酬を支払っております。
・当該相談役および顧問は、当社の業務執行およびその監督には一切関与しておりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、原則として毎月1回、常勤取締役、執行役員および本社部室長等で構成する経営会議にて、予算の進捗状況や業務概況の報告等を通じ情報共有を図っております。また、関係する経営幹部で構成する重要案件検討会にて、取締役会決議事項の事前審議や重要な業務執行をを決定するにあたり、多面的な角度から検討・審議を行っております。また、取締役会では、事前討議により議案の論点を整理した上で、法令、定款および取締役会規則（付議基準含む）に則り、会社経営における重要な業務執行の決定を行っており、当該意思決定においては、社外取締役に加え、業務を執行しない取締役（他企業・組織などにおいて会社経営に関し豊富な経験・実績を有する取締役）から客観的かつ専門的な意見・助言を得るなど、より適切な意思決定が可能となるよう努めております。さらには、業務執行の迅速化と職務責任の明確化を図るため、執行役員を選任し、取締役会で定めた職務を執行させております。
このほか全社的な経営状況および課題の把握と対応について討議するために、部長、室長、支店長・事業所長以上が出席する支店長会議を年数回開催しております。また、グループ各社における課題の把握と重要事項の討議を行うため、当社取締役およびグループ各社の社長が出席するグループ社長会を、原則として毎月1回開催しております。
監査においては、社外監査役2名を含む監査役4名が、監査役会にて定めた、監査の方針や業務の分担等に従い、取締役会のほか必要に応じ主要な会議に出席（監査役会が選出した監査役が、経営会議、支店長会議およびグループ社長会に出席）するほか、重要な決裁書等の閲覧や主要な事業所・グループ会社における業務および財産の状況等の調査を通じ、取締役の職務の執行を監査しております。
また、監査役会は原則として毎月1回開催し、各監査役が実施した監査計画に基づく監査の経過および結果を報告するなど、監査役全体の情報の共有化を図るほか、会計監査人や内部監査室から適宜報告・説明を受けるなど、連携強化に努めています。
2017年度は、有限責任 あずさ監査法人による会計監査を受けており、業務を執行した公認会計士は「指定有限責任社員　金子　能周」および「指定有限責任社員　野村　哲明」であり、それぞれ当社の監査を6年および1年実施しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

前記「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1．基本的な考え方」に記載のとおりであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めております。
その他	株主総会招集通知については、招集通知発送日より前に東京証券取引所および当社ホームページにおいて電子的に公表しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報およびその他のプレスリリース等について当社ホームページへの掲載を実施しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部に担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ＪＯＴグループ・ミッション」および「ＪＯＴグループ倫理行動基準」において、様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、その立場を尊重するよう定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	コンプライアンス、安全、環境保全、品質管理、人間尊重および社会貢献の６つのＣＳＲ推進テーマを設定し、活動を展開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ＪＯＴグループ倫理行動基準」において、「当社の経営内容や事業活動等に関する企業情報を関係法令に従い適時・適切に開示し、企業の透明性を高める」ことを定め、適切な開示を実施しております。また、法令に基づく開示以外の情報提供についても、ＣＳＲ報告書や当社ホームページ等の様々な手段により、積極的に開示を行っています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は以下に定める内部統制システムを構築し、これを継続的に改善することにより、業務の適正性、効率性を確保し、もって当社および当社グループの信頼性の向上を目指すものとしております。

内部統制システムの構築にあたっては、以下に定める方針に基づき取り組みを進めるとともに、「グループＣＳＲ委員会」および「ＣＳＲ委員会」を通じたＣＳＲ推進活動によるコンプライアンスや品質管理等の改善成果を適宜取り入れ、より適正性、効率性の高いシステムの構築を目指すものとしております。

1．当社およびグループ会社の取締役･使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、グループ会社を含めた取締役、執行役員および従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるように、「ＪＯＴグループ･ミッション」、「ＪＯＴグループ倫理行動基準」を定めており、これを浸透させる。

(2) 当社およびグループ会社は、内部通報規程を制定し、ヘルプラインを設け、不正行為が発生している場合は、グループ各社の社長にその旨を報告することとし、コンプライアンスの実効性を確保する。

(3) 当社は、財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の記載を適正に行うため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な是正を行う。

(4) 当社は、インサイダー取引についても、内部者取引管理規程の遵守を徹底させその防止を図る。

(5) 以上整備した内部統制システムについて、当社は、社長直属の内部監査室が内部監査し、コンプライアンスの実効性を確保する。

2．当社の取締役･使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 業務のそれぞれの所管部署が、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、その他業務執行に関わる文書等（含む電子文書）を、法令または文書取扱規程に基づいて作成･保管する。

(2) 情報の管理については、文書取扱規程、内部者取引管理規程、個人情報保護規程等に基づき管理し、会社情報の不正使用、漏洩を防止する。

(3) 取締役および監査役は、常にこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3．当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、コンプライアンス委員会において、リスクマネジメントについて検討を実施し、各部署にてリスクとそれに対する対応策をまとめ、実行する。リスク対応の検証と改善は、コンプライアンス委員会において実施し、必要に応じて、状況を取締役会に報告する。

(2) 当社は、大規模な災害や事故等のリスク対応として、事業の継続性を確保するための体制（ＢＣＰ･事業継続計画）を整備する。

(3) グループ会社は、リスク管理に関する体制整備等を、グループＣＳＲ委員会の活動等を通じて実施する。また、グループ共通の重要なテーマである安全活動については、グループ各社社長をメンバーとする「グループ安全対策本部」を設置し、グループ一体となった事故防止･安全活動の推進を行う。

4．当社およびグループ会社の取締役･使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営機構ならびに職務の分担および意思決定権限を定め、責任の所在を明確にし、具体的な分担･権限について、組織規程、職務権限規程等社内規程に定める。さらには、業務執行の迅速化と職務責任の明確化を図るため、執行役員を選任し、取締役会で定めた職務を執行させる。

(2) 当社は、取締役会において中期経営計画を達成することを目標とした年度毎の予算を設定し、その達成状況の報告、必要な改善の討議は、取締役会に加え、取締役、執行役員および部長が出席する経営会議を毎月開催して実施する。また、関係する経営幹部が出席する重要案件検討会にて、取締役会決議事項の事前審議や重要な業務執行を決定するにあたり、多面的な角度から検討･審議を行う。

(3) 当社は、職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他組織に関する基準等を定め、グループ会社にこれに準拠した体制を構築させる。

5．グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ会社運営規程により、グループ社長会を毎月開催し、グループ各社の事業内容および予算の達成状況の定期的な報告ならびに重要案件の討議を行うとともに、グループ会社の案件で当社取締役会付議事項に該当する場合については、当社取締役会の承認を得ることとする。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき者を求められた場合は、監査役との協議の上、適切と考えられる従業員を置く。

7．前記6．の使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の従業員は、監査役の指揮命令に従い業務を実施させるものとし、当該従業員の人事評価、人事異動等に関わる事項の決定は、事前に監査役会の同意を得るものとする。

8．当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役、執行役員および従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部通報制度による通報内容および監査役が報告を求めた業務執行に関する事項を速やかに報告するものとする。また、稟議書、無償供与報告書等の重要な業務の執行状況を示す文書は、決裁後、書面にて監査役に報告する体制とする。

(2) グループ会社の取締役および従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について求められた場合は、速やかに報告するものとする。また、当社の内部通報制度の担当部門は、グループ会社の取締役および従業員からの内部通報状況について、速やかに当社の監査役へ報告するものとする。

(3) 内部通報制度による報告や当社の監査役へ報告を行った当社およびグループ会社の取締役、執行役員および従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記するなど、必要な体制を整備･運用する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) グループ社長会、経営会議、支店長会議等法定以外の主要会議にも、監査役が出席して重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できる体制とする。

(2) 当社は、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求があった場合は、担当部門において内容を審議し、必要と認められる場合には、速やかに当該費用を支出するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、健全な市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる態度をとって一切の関係をもつことなく、これらの勢力を助長する行為を行わない旨を「JOTグループ倫理行動基準」に定め、取締役、執行役員および従業員がこの行動基準を遵守するよう徹底しております。

また、総務部を反社会的勢力に対応する総括部署とし、各都道府県が制定した暴力団排除条例等に基いた契約書等への暴力団排除条項の設定や警察・公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等との情報交換・収集を行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

1．会社情報の収集・管理

当社では、当社および重要な子会社において適時開示の対象となる会社情報の収集・把握と適正管理に努めており、情報収集・管理の手段としては、以下のア～ウがあげられます。

(ア) 各種経営に関する主要な会議における付議・報告事項を通じた情報収集・管理

経営に関する主要な会議においては、経営上重要な事項について付議・報告することとしております。

経営に関する主要な会議には以下のものがあります。

・全取締役、監査役が出席する「取締役会」

・グループ各社の社長および監査役会が選出した監査役が出席する「グループ社長会」

・常勤の取締役、監査役会が選出した監査役、執行役員および本社部長、室長が出席する「経営会議」

・討議事項に関係する経営幹部が出席する「重要案件検討会」

(イ) インサイダー取引管理（内部者取引管理規程）を通じた情報収集・管理

当社は「内部者取引管理規程」を定め、同規程により重要事実発生時には、各部長・室長、支店長および事業所長が、情報取扱責任者である総務部長にその内容を報告し、開示すべき重要事実の把握・管理を実施しております。また、不公正取引等の防止および市場の透明性・公平性の維持を目的に日本証券業界が構築したシステムである「J-IRISS」へ役員の個人情報を登録し、役員およびその家族によるインサイダー取引の未然防止策を図っております。

(ウ) 社内業務体制に則った情報収集・管理

当社では、社内情報の通知・伝達ツールである「電子文書システム」を活用しております。同システムでは、情報管理の観点から必要な閲覧制限を設けると同時に、常勤の取締役・常勤監査役に対しては全文書を閲覧可能とし、情報の把握・管理を実施しております。

2．適時開示の判定

上記の手段により収集した情報について、法令に従うのは当然のこと、上場企業として株主や投資家との信頼関係を維持・向上させるための観点も含めて、適宜、経営層による開示の判断を行うこととしております。また、必要に応じ、顧問弁護士等のアドバイスを受けております。

3．外部発表

適時開示を行う場合には、取締役会等、監査役を含めた経営層において、開示日時・内容・発表者の確認を行い、決定または発生後速やかに適時開示を実施することとしております。適時開示の手段としてはTDnetによる開示等法的開示とともに、記者クラブでの会見または資料の投函、マスコミへの資料配布、当社ホームページへの掲載など適宜行い、開示情報を広く周知させるべく努めております。

4．社内監査体制

各会議には上述のとおり監査役も出席しており、また、常勤監査役による電子文書システムの閲覧も可能とし、適時開示を含めた業務執行状況の監督・監査ができる体制といたしております。

【コーポレート・ガバナンス体制模式図】

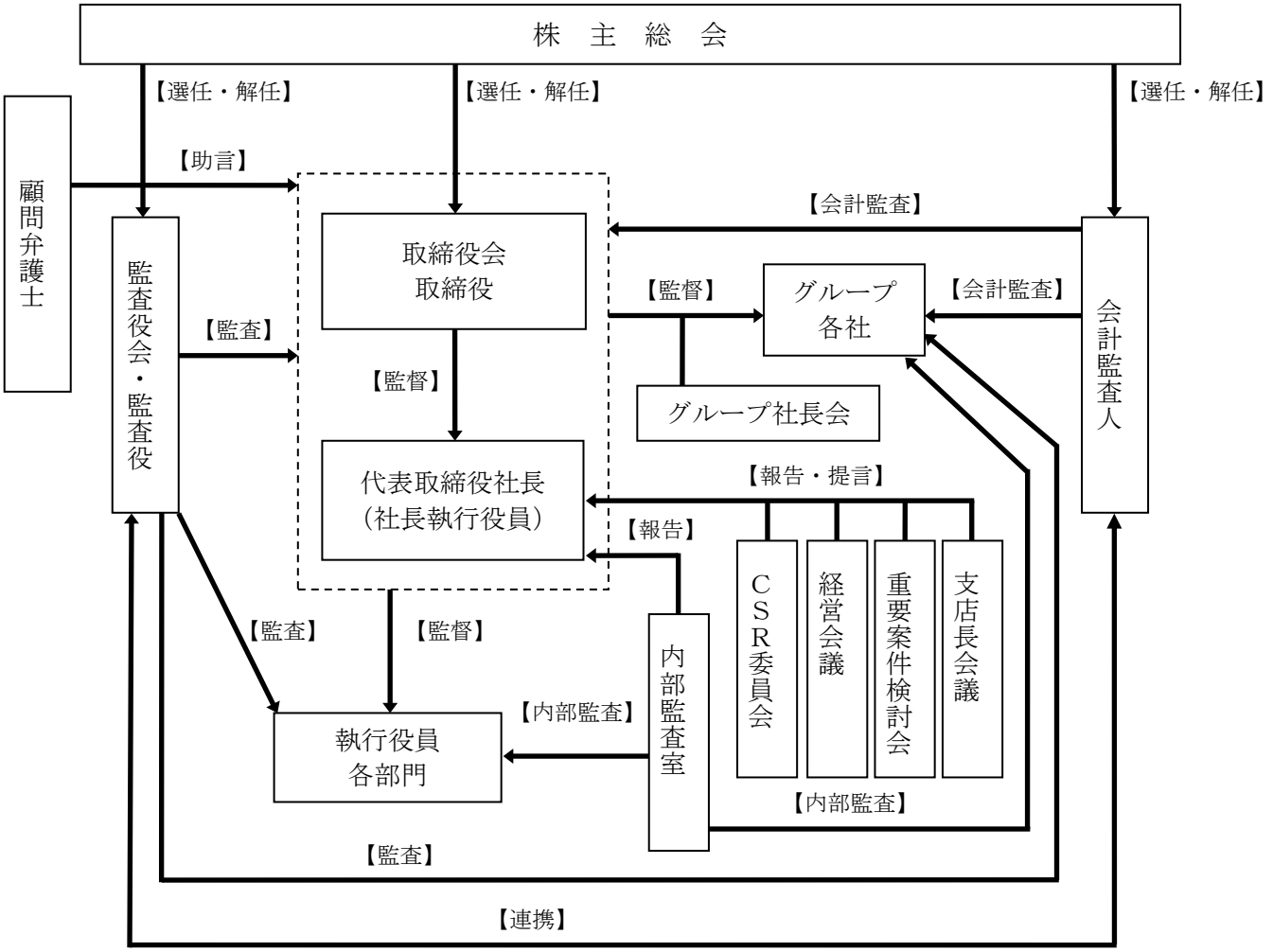

【適時開示に係る社内体制・概略図】

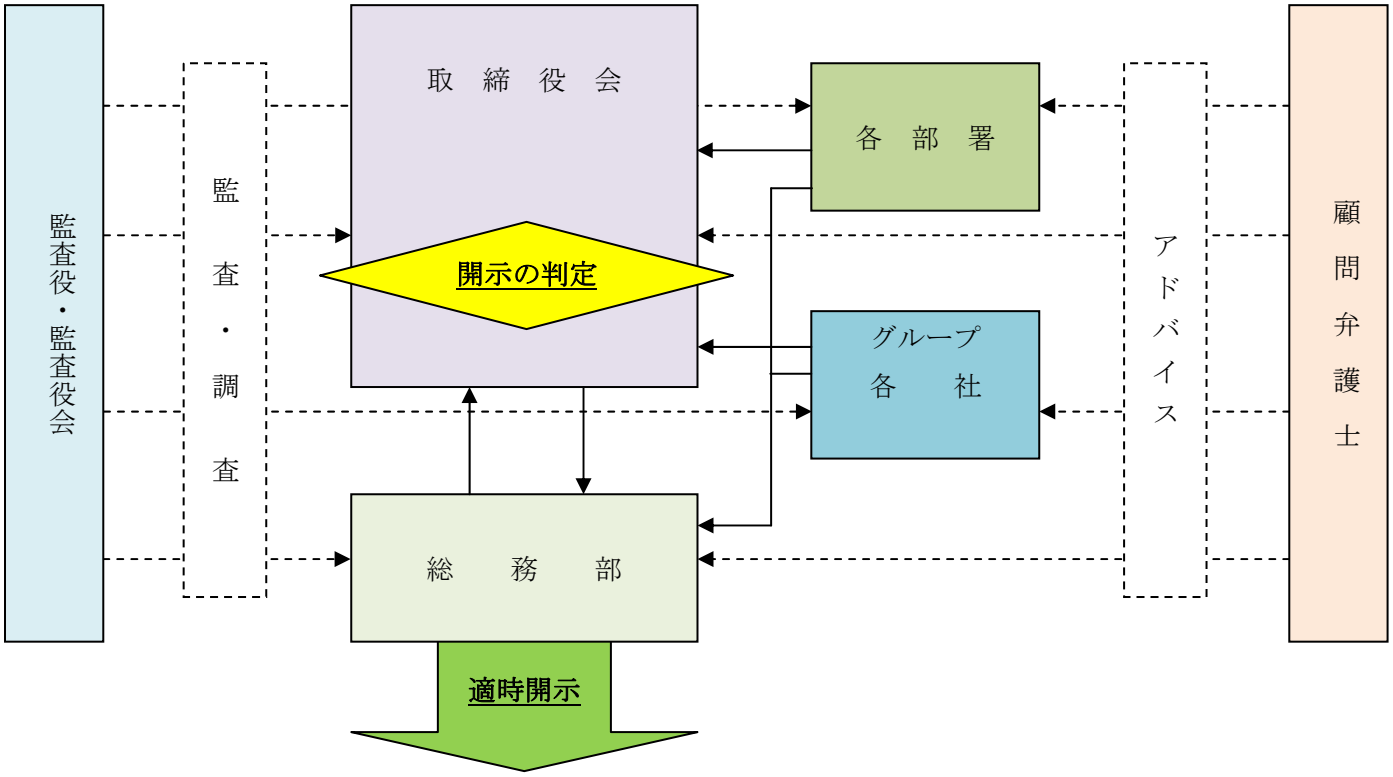

※実線は情報の流れを、点線は監査・調査またはアドバイスをそれぞれ表す。